

第 31 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分

2 開催の場所 松江市役所西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 9 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 9 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 9 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 9 6 号 非農地確認について

議 第 1 9 7 号 松江市農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について

議 第 1 9 8 号 松江市農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について

議 第 1 9 9 号 松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

報告第 5 1 号 会長専決処分の報告

報告第 5 2 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（15名） 欠席委員（2名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	9 番 古藤 俊光 (欠)	10 番 渡部 文明 (出)
12 番 永江 りえ (出)	13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)
15 番 松本 喜次 (出)	16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)
18 番 森口 順子 (欠)	19 番 三島 進 (出)	

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	毛利 佐織	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	青山 浩之	農地係主事	船橋 空知

6 会議内容

会 議 長
(議 長)
事 務 局
議 長

定刻になりました。まず、総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願い致します。

議案と4条、5条の説明資料の修正がございます。提出書類の不備によるもので、議案10ページ64番は削除し欠番とします。併せてその案件の説明資料11ページと12ページは削除とします。大変申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。

それでは、ただ今から第31回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。

本日の欠席届は、9番、18番委員から提出されています。現に在任する委員の数、17名のうち、15名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。10番委員、12番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の井上主任主事と船橋主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第193号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第193号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は所有権移転が10件33筆です。

はじめに、58番の案件についてご説明します。申請は浜佐田町の地目畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足、受け人の要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、草刈り機、管理機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、59番の案件についてご説明します。申請は下東川津町の田4筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため耕作が難しくなったため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く新たに農業を始めるのに最適な場所のため。受人の世帯は、軽トラック、耕運機、草刈り機を所有、噴霧器を購入予定、運搬車を親戚から借りる予定です。取得後は野菜・芋・果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、60番の案件についてご説明いたします。申請は朝酌町の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接の住宅を購入する予定であり、耕作するため。受人の世帯は、耕運機、草刈り機を購入予定です。取得後は野菜・果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、61番の案件についてご説明いたします。申請は上本庄町の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、62番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町上講武の田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、一体とした利

事務局

用が見込めるため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されています。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、63番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町千酌の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため維持管理ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、地域内の農地を荒廃させないため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、64番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町千酌の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため維持管理ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、地域内の農地を荒廃させないため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、65番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町下宇部尾の田2筆、畑5筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、祖父が管理していた農地を自分が管理するため。受人の世帯は、草刈り機、管理機等の農業用機械を所有する予定されております。取得後は水稻、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、66番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため、耕作管理ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、建設予定の自宅の隣地であり譲ってもらえるようになったため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、67番の案件についてご説明いたします。申請は八束町波入他の畑14筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外居住で耕作管理ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、弟が相続した土地を耕作管理するため。受人の世帯は、耕運機、噴霧器、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は牡丹、野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

14番委員
議

事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。

5番委員
事務局
議

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

利用状況調査でB判定となった農地の3条許可はいかがなものか。

生前贈与の案件はB判定ですが、そのほかはB判定ではありません。

ほかにございませんか。

		(なしの声)
議	長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第 193 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 193 号は原案のとおり許可することに決めます。
		次に、議第 194 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 194 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。
局		はじめに、4 条 10 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、進入路です。許可該当条項は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は 1,861 m ² の内 200 m ² 、所要面積も同様の 200 m ² です。一時転用期間は、令和 9 年 1 月 31 日までです。事業計画は、転用該当地北側の形状変更のため、申請地を整備し、進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、北側の形状変更に伴い、他法令である盛土規制法の許可が必要となるため、そちらの許可が出次第、農地転用許可をする予定です。
		最後に、4 条 11 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は美保関町七類の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、車庫兼物置です。転用面積は 61 m ² 、所要面積も同様の 61 m ² です。事業計画は、申請地を車庫兼物置とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。このたび、相続手続きがきっかけとなり、申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
		以上、上程しました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 4 番 委 員		事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
5 番 委 員		10 番の案件について、盛土規制法とどのような関係性があるのか。
事 務 局		北側の農地の形状変更に必要な進入路を本案件の農地を使って一時的に整備するものです。形状変更に関しまして、盛土規制法の許可をとる必要がありますので、許可が出次第、農地転用許可をする予定となっております。
議	長	ほかにごございませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 194 号は、島根県農業会議から

議 長 の意見聴取が不要の案件でございます。議第 194 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 194 号は、原案のとおり許可することに決します。

次に、議第 195 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第 195 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 9 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 5 ページをご覧ください。

はじめに、5 条 61 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 1,180 m²、所要面積も同様の 1,180 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 62 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は 330 m²、所要面積も同様の 330 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 63 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 7 年 11 月 13 日付けで、農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 330 m²、所要面積も同様の 330 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 64 番の案件については、資金を証明する書類の提出が間に合わなかったため、今月の審議は見送りとします。したがって、52 番は欠番となります。

次に、5 条 65 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用区域内の農業用施設用地への用途変更がされています。転用目的は、農業用倉庫です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書で、農用地利用計画において指定された用途に該当します。転用面積は 802 m²の内 470 m²、所要面積も同様の 470 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、農業用倉庫 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5 条 66 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用

事 務 局		<p>場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年11月13日付で、農振除外済みです。転用目的は、分家住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は198㎡、所要面積も同様の198㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地に個人住宅1棟を建設するものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 14番 委員 議		<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議		<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第195号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、63番、66番以外について採決いたします。議第195号のうち、63番、66番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議		<p>ご異議なしということですので、議第195号のうち、63番、66番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第195号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、63番、66番について採決いたします。議第195号のうち、63番、66番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議		<p>ご異議なしということですので、議第195号のうち、63番、66番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に、議第196号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、議第196号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案13ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは1件1筆です。</p> <p>16番について説明します。土地の所在は、東出雲町下意東、市街化調整区域、農振農用地区域外の畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。平成15年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議		<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p>

議 長 (なしの声)
ないようでございますので、採決いたします。議第 196 号は、原案のとおり確認することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
ご異議なしということですので、議第 196 号は、原案のとおり確認することに決めます。

事務局 長 次に、議第 197 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 長 失礼します。議第 197 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。なお、議第 197 号、所 1 は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 197 号、所 1 の案件について、先議したいと思えます。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。

議 長 (2 番委員が退室後)
それでは、議第 197 号、所 1 の案件について、事務局より説明願います。

事務局 長 失礼します。議第 197 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。所有権移転につきまして、お手元の議案 15 ページをご覧ください。今月の所有権移転は記載の 1 件 1 筆です。公社の売買事業による所有権移転につきましては、公社が所有者から農地を買い入れてから、公社から耕作者に農地を売り渡すものですが、これを一括で農業委員会にお諮りするものです。今回の所有権移転のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 3,228 m²、畑なし、計 3,228 m²です。

議 長 以上、ご審議をお願いします。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)
ないようでございますので、採決いたします。議第 197 号、所 1 は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
ご異議なしということですので、議第 197 号、所 1 は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。

議 長 (2 番委員が入室後)
それでは、議第 191 号、所 1 以外の案件について、審議したいと思えます。事務局より説明願います。

事務局 長 失礼します。転貸につきまして、お手元の議案 16～67 ページをご覧ください。このうち、転 1 番から 29 番は今年度で期間が終了する貸借の更新案件が主です。転 19 番は 11 月の農用地利用調整委員会でお配りした貸出し希望農地から契約に至った案件です。また、転 39 番から 295 番は古江地区で、耕作者お二人が、賃貸借を解約して使用貸借で再設定する更新案件ですので、表を分けて載せております。うち一部に、同じ耕作者の新規があります。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田

事務局 1,048,303 m²、畑 24,550 m²、計 1,072,853 m²です。
以上、ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。
それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

5番委員 転30番以降で借手が●●●●会社となっている使用貸借案件について、賃借から使用貸借に変わった理由はあるのか。

事務局 土地改良賦課金等を●●●●会社が負担する代わりに、賃借料を無くす取決めを交わしておられます。

議長 ほかにございませんか。

7番委員 転30番以降で借手が●●●●会社となっている使用貸借案件について、契約開始および終了が15年以上の契約だと固定資産税が半額になると思われるが、なぜ14年にされているのか。

事務局 15年以上の契約で固定資産税が半額になるのは新規案件のみのため対象外です。また15年以上の契約となると公社に提出する書類が増えるため14年としました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第197号、所1以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第197号、所1以外の案件について、原案のとおり承認することに決めます。

事務局 次に、議第198号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第198号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。今月、地域計画区域外では所有権移転はありません。転貸につきまして、お手元の議案69～73ページをご覧ください。このうち、転296番から310番は今年度で期間が終了する貸借の更新案件が主です。また、転311番、312番は前の議案（地域計画区域内）と同様にほ場整備後の区域で、賃貸借を解約して使用貸借で再設定する更新案件です。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田29,107 m²、畑なし、計29,107 m²です。
以上、ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。
それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第198号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第198号は、原案のとおり承認することに決めます。

事務局 次に、議第199号「松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規

議 事	長 務 局	<p>則の一部改正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>規則の一部改正についてご説明いたします。改正要旨につきましては、農地利用最適化推進委員が担当する区域及び定数について、各区域の集積、集約の状況に応じて、柔軟な対応を可能とするため、より広域な区域ごとに定数を定めるものです。その他、「松江市農業委員会の委員選任に関する規則」に準じて所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、(1) 推進委員の推薦及び募集の周知の方法を、市広報誌等に改めるもの、(2) 推進委員が担当する区域名、区域の詳細及び定数を改めるもの、(3) その他文言整理を行うもの、となります。施行期日は令和8年7月24日となります。募集に関しましては、施行日前においても準備行為を行うことができるよう但し書きをつけております。説明は以上となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第199号は、原案のとおり制定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第199号は、原案のとおり制定することに決します。</p> <p>次に、報告に入ります。報告第51号「会長専決処分の報告」及び報告第52号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p>
事 務 局	長	<p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第31回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>